

# 平成29年第8回香美市農業委員会議事録

1. 開催日時 平成29年8月3日(木) 13時33分から14時38分

2. 開催場所 香美市役所 3F会議室

3. 出席委員 (13名)

会長	19番 原 心一				
会長職務代理	3番 公文 久郎				
委員	6番 水田 義郎	7番 上島 陽子	8番 岡田 修一		
	9番 村田 正博	10番 宗石 和彦	12番 西岡 久		
	13番 堤 昭雄	15番 小松 和啓	16番 門脇 節夫		
	17番 山崎 彰	18番 小松 源一			

4. 欠席委員 (6名)

1番 三谷 富重	2番 大岸 高晴	4番 三木 克司
5番 森安 正	11番 横山 実男	14番 西村 広幸

5. 議事日程

第1 議事録署名人の指名	
第2 議案	第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
	第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
	第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
	第4号 非農地証明願いについて
	第5号 農地法第5条の規定による届出について (報告)
	第6号 使用貸借終了農地返還通知について (報告)
	第7号 香美市農用地利用集積計画について (諮問)
	第8号 その他の件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	西本 恭久
事務次長	西村 安史
農地主幹	公文 正志
農地主幹	山中 詩麻
農地係長	伊井 英智

7. 会議の概要

開会 (13時33分)

議 長

ええと、すいません。本日の定例会を進めたいと思います。恒例の土佐山田祭りも5日ですね。準備が出来ておるとは思いますが、何か台風の動きが変な動きをしておりまして、何かかなり大きい台風ということになっております。早生の稲刈りがやっとうち始まってきたわけですけども、まあ、台風の影響です、既に稲刈りを進めておるというふうな感じも受けますけれども、まあ、台風の被害がないように私達は祈りたいと思います。非常に暑い日が続いております。今日もお昼前、ちょっと暑い時間がありましたけれども、まあ、今になってちょっと涼しくなってきた感じです。本日の会を進めていきたいと思しますのでよろしくお願い致します。本日、議事録の署名につきましては小松和啓君、そして門脇節夫君にお願いを致しますのでよろしくお願いをしたいと思います。なお、本日は欠席者がですね、6名欠席の報告がっておりますけど

も、まあ、定足数には達しておりますので、本日の会を開催したいと思います。また、今日は推進員さんの中ですね、調査員としてご活躍いただいた皆さん方がご出席いただきご報告を頂くようになってまして、今日は大勢の推進員さんにご出席いただきありがとうございます。ええと、それでは、本日の議案書の中で訂正はありませんので、はい、すいません、議案に入っていきたいと思っておりますのでよろしくお願いを致します。

それでは、早速議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての説明をお願いを致します。

事務局

はい、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について説明致します。  
1番、譲渡人、[REDACTED]、譲受人、[REDACTED]

[REDACTED]、申請地は土佐山田町間字間ヤシキ丸1850番1、地目は田、面積は181㎡、外3筆計4筆で合計362㎡、譲受人の耕作面積は6,033.72㎡、譲渡理由は贈与(その他)、譲受理由は経営規模の拡大、権利の種類は所有権移転贈与、資料は1です。

2番、譲渡人、[REDACTED]、譲受人、[REDACTED]

[REDACTED]、申請地は、香北町五百蔵字柳澤1108番、地目は田、面積は981㎡、外2筆計3筆で合計1,614㎡、譲受人の耕作面積は99,546.99㎡、譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は経営規模の拡大、権利の種類は所有権移転売買、資料は2で、10a当り300,000円で総額484,200円です。

3番、譲渡人、[REDACTED]、譲受人、[REDACTED]

[REDACTED]、申請地は香北町太郎丸字野地574番1、地目は畑、面積は307㎡、譲受人の耕作面積は23,970.91㎡、譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は経営規模の拡大、権利の種類は所有権移転売買、資料は3で、10a当り4,200,000円で総額1,300,000円です。

4番、譲渡人、[REDACTED]、譲受人、[REDACTED]

[REDACTED]、申請地は香北町太郎丸字野地573番1、地目は畑、面積は214㎡、譲受人の耕作面積は23,970.91㎡、譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は経営規模の拡大、権利の種類は所有権移転売買、資料は4で10a当り4,200,000円で総額907,800円です。

5番、譲渡人、[REDACTED]、譲受人、[REDACTED]

[REDACTED]、申請地は香北町太郎丸字宮ノ西370番、地目は畑、面積は69.42㎡、譲受人の耕作面積は23,970.91㎡、譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は隣接地の取得、権利の種類は所有権移転売買、資料は5で10a当り2,400,000円で総額168,290円です。

6番、譲渡人、[REDACTED]、譲受人、[REDACTED]

[REDACTED]、申請地は香北町太郎丸字宮ノ西357番1、地目は宅地、現況は畑、面積は57.14㎡、譲受人の耕作面積は23,970.91㎡、譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は隣接地の取得、権利の種類は所有権移転売買、資料は6で10a当り1,500,000円で総額85,710円です。

7番、譲渡人、[REDACTED]、譲受人、[REDACTED]

[REDACTED]、申請地は物部町神池字池田1177番、地目は田、面積は155㎡、外1筆計2筆で合計197㎡、譲受人の耕作面積は8,669.29㎡、譲渡理由は高齢化、譲受理由は隣接地の取得、権利の種類は所有権移転贈与、資料は7です。

農地法第3条第2項各号の判断基準につきましては、事前にお配りしている調査書のとおりで、いずれも不許可の要件には該当しないと思われまます。以上です。

議 長

はい、以上説明が終わりましたので、ただ今より質疑を行いたいと思います  
が、皆さん方からご意見、また、ご質問あれば受けたいと思います。すいませ  
ん、補足説明があります。

事 務 局

議案、3番から6番の案件につきましては、譲受人が[ ]さんというこ  
とで以前から話しておりますが、違反転用の農地があるということですが、現  
在一時転用の許可の申請中ってことです。それによりですね、その申請の中身  
の内容で工程表によると平成32年10月31日までに撤去予定ということ  
で計画を出されておりますので、今後ですね、違反転用の解消が見込めますので  
許可しても問題ないと思われま

議 長

あのう、この件については今まで何回か委員会でも協議しましたが、結論的  
には県の方にも一時転用の申請をしました。ところが、その申請は受け付けな  
いということはないですけど、まあ、却下ということはないですけど、受け付  
けてくれてません。ただあのう、そういうことですので香美市の委員会として  
はですね、独自に判断をさせていただいて、[ ]さんから3年間に解消をする  
という文章も頂いておりますので、そして地元香北町のそれぞれ皆さん方の農  
業委員さんもですね、了解を頂いた上でですね、まあ、今回については武内さ  
んの3条申請を認めるということで過日協議もさせていただきました。そうい  
う結果、今回の委員会に3条申請が出ておりますが、これをですね、認めてい  
かんと売る人も買う人も将来的に非常に困りゃあせんかと、そして、いうこ  
とから今まで約13年前ですね、13年間あそこに違法で土並びに石を置いてお  
ったけれども、本人はそういうことが違法になるということも理解をしておら  
なかったというふなこともあってですね、始末書もきちんと書いた物も文書で  
頂いておりますんで、まあそういうことでご理解を皆さん方に頂いて今回につ  
いては許可をしたいというふうに思っておりますのでよろしくお願いをしたいと思  
います。その点を含めて何かご質問があれば受けたいと思います。何か格段有  
りませんか。格段なければ採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませ  
んか。

— 異 疑 な し —

議 長

はい、それでは、議案第1号農地法第3条による許可申請についてですが、  
議案どおり賛成の方の挙手をお願い致します。

— 全 員 挙 手 —

議 長

はい、全員賛成です。有難うございました。  
続きまして、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についての説明  
をお願い致します。

事 務 局

議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について説明します。  
申請人、[ ]

[ ]、申請地は物部町五王堂字井手ノ下535番、地目は畑、面  
積は102㎡、転用目的は墓地、建築面積は14㎡、区域区分はその他、開発  
行為は不要、資料は8、農地区分は2種農地その他、調査員は竹平推進委員で  
す。なお、申請地は農用地地区内にある農地以外の農地であって甲種農地、第  
2種農地、第2種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であ  
るため2種農地になります。

以上です。

議長 はい。ええと、すいません、調査員で竹平さんをご出席して頂いてますのでご報告を頂ければありがたいと思います。

推進委員 (15番) 申請地の周辺は申請者所有の家と農地がほとんどで隣接農地の同意も得ていますので格段問題無いと思います。

議長 はい、ただ今より第2号議案について質疑を行いたいと思いますので、ご質問があれば受けたいと思います。何か質問は有りませんか。格段有りませんがね。

—— 異 疑 な し ——

議長 はい、格段無いようですので議案第2号について採決をしたいと思います。議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について賛成の方は挙手をお願いします。

—— 全 員 挙 手 ——

議長 はい、全員賛成です。ありがとうございました。続きまして、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についての説明をお願いします。

事務局 議案第3号農地法第5条による許可申請について説明します。  
1番、譲渡人、  
、譲受人、  
、外1名、申請地は土佐山田町楠目字桜ヶ谷3131番1、地目は畑、面積は363㎡、転用目的は木造平屋建て住宅1棟、権利の種類は所有権移転売買、建築延面積は111.79㎡、区域区分はその他、開発行為は不要です。資料は9、農地区分は1種農地、調査員は堤委員です。なお、申請地は農用地地区内にある農地以外の農地であって10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地であると判断されます。

2番、譲渡人、  
、譲受人、  
、申請地は土佐山田町須江字時光石58番1、地目は田、面積は1,453㎡、転用目的は木造2階建て住宅1棟、権利の種類は使用貸借権、建築延面積は69.14㎡、区域区分はその他、開発行為は必要です。資料は10、農地区分は1種農地、調査員は三木委員と田村推進委員です。なお、申請地は農用地地区内にある農地以外の農地であって10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地であると判断されます。

以上です。

議長 はい、説明が終わりましたので、ただ今より補足説明をお願いしたいと思いますが、1番について堤委員をお願いします。

委員 (13番) 資料9をご覧ください。ここ場所はの西隣になります。ここ買われた下村さんの息子さんの農業者用住宅をここへ建築するという事で周りの許可も取っておりますので、問題無いと思います。以上です。

議長 ええと、2番について三木さんと田村さん。

推進委員 (8番) はい。私の方から説明致します。この写真、資料10の1と10の2でございますけども10の1は、本件申請地の方を南側から北側に撮ったもの、それ

から資料10の2はですね、ここの進入路東側から西側に撮ったものと思われ  
ます。現在ちょっと写真でわかりにくいですが、この図面で見ていただきま  
すと本件申請地の東側にはですね、既に今回の譲受人でございます、三木景介  
様のお兄様が数年前から、十数年前から自宅を建築しております。そしてその  
北側は譲渡人のお母様の、まあ、東の北の方も譲渡人のお母様、本件申請した  
北側もお母様の [ ] さんの所有。西側はですね、申請人のお父様の鍛工  
場で宅地になっております。南側は、あ、赤線とそれからお兄様の方の進  
入路、私道でございます。これを含めると約4mの幅員の道路。その南側には  
ですね、側面を含めると約2mの水路が通っておりまして、その南側はですね、  
圃場整備済みの農地となっております。農地の所有者につきましては、本件転  
用の同意を貰っているということでございますので、周囲の状況から付近に被  
害が、影響を及ぼすものでないと考えられます。以上です。

議 長                    これ、東側はどうなってます。

推進委員                東側はお兄さんの。

(8番)  
議 長                    土地。

推進委員                建物が建ってます。もう既に。そのお兄さんの土地の北側は、この今回譲渡  
(8番)                    人のお母さんの農地が北東側と北側にあるがです。

議 長                    そこはもう許可は頂けるがよね。

推進委員                お母さんの譲渡人の所有ですから。

(8番)  
議 長                    ああ、譲渡人の。

推進委員                はい。

(8番)  
議 長                    わかりました。  
すいません。ちょっと訂正があります。

事務局                    すいません、議案書の訂正をさせて下さい。2番の先ほどの案件ですが、面  
積がですね、内面積の記載が抜かかっておりまして1,453.00㎡の内499.  
97㎡が転用です。住宅は500㎡以内ということがありますので、499.  
97㎡で測量されております。

議 長                    ええと、以上ですが、ただ今より質疑を行いたいと思いますので。皆さん方  
から何かご質問は無いですでしょうか。格段有りませんか。格段無いようでしたら  
ですね、採決に入っていきたいと思いますが、御異議ございませんかね。

— 異 疑 な し —

議 長                    それでは、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請に賛成の方の挙手  
をお願いします。

— 全 員 挙 手 —

議 長                    はい、全員賛成です。有難うございました。続きまして、議案第4号非農地  
証明願いについての説明をお願い致します。

事務局

はい、議案第4号非農地証明願いについて説明します。

1番、申請人、[REDACTED]、申請地は土佐山田町植字ミマタ260番、地目は田、面積は82㎡、非農地化した理由は昭和47年以前から居宅があり、宅地として利用していた。調査委員は宮地推進委員で資料は11です。

2番、申請人、[REDACTED]、申請地は香北町日ノ御子字硯石1212番2、地目は田、面積は363㎡、外4筆で合計5筆、合計面積は1,842㎡、非農地化した理由は周囲が山林であり、耕作条件が悪く、昭和60年頃に杉を植林し、現在に至る。調査委員は三谷委員で資料は12です。

3番、申請人、[REDACTED]、申請地は香北町清爪字萩原2212番2、地目は畑、面積は31㎡、非農地化した理由は昭和20年頃より、墓地として利用している。調査委員は森安委員で資料は13です。

以上です。

議長

ええと、順次調査員をお願いをしたいと思います、1番について宮地さん、お願いします。

推進委員  
(4番)

はい、宮地です。よろしく申し上げます。資料は11です。写真を見てもらって分かるようにも4-7年以前より建っていたお家周りに隣接する畑とか田ありません。それで問題無いと思います。

議長

はい、すいません、2番で三木委員さん、すいません。

事務局

三谷さん。

議長

三谷さん。

事務局

すいません、三谷委員欠席ですので代わりに報告致します。資料12で周辺は山林であり、昭和60年代に杉を植林したとのことです。特に問題無いと思われまますとの報告を受けております。

議長

この場合については植林の中へ入ってですね、木の状況等について写真を写して頂くこともありますが、まあ、なかなか入って行けるような状況じゃないから。航空写真で見ますとですね、周辺がもう山林化一体が山林化しちゅうとということで判断をされます。

すいません、3番につきまして森安さんお願いします。

事務局

代わりに報告致します。資料は13です。13の1と13の2。ここはですね、圃場整備の前からこの墓地、既存墓地でして、本来でしたらその時に地目墓地にすべきところをですね、何かの理由で畑ってということになったので今回、後からですけど、非農地証明がでて地目を墓地に替えるということになっております。特に問題は無いということで委員さんから報告を受けております。

議長

はい、それぞれ説明を受けましたので、今より議案第4号につきまして質疑を行いたいと思いますのでご質問がある方はお願いします。写真とか見ていただいたら私はですね、格段問題は無いかというふうにも考えました。何か有りませんか。格段なければ採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

— 異 疑 な し —

議長 それでは、議案第4号非農地証明願いについて賛成の方の挙手をお願いします。

——全員挙手——

議長 はい、ありがとうございました。全員賛成です。議案第5号農地法第5条の規定による届出の報告についての説明をお願いします。

事務局 報告第5号農地法第5条届出報告について説明致します。  
1番、譲渡人、[REDACTED]、譲受人、  
[REDACTED]、申請地は土佐山田町字黒土2028番2、地目は畑、面積は223㎡、転用目的は駐車場、権利の種類は所有権移転売買、区域区分は市街化、開発行為は不要、資料は14で調査員は事務局西村です。

議長 はい。市街化区域内の農地として畑で残っておった分ですが、これを駐車場にするという案件であろうかと思えます。皆さん方に質問を受けたいと思えますが、何かご質問は有りませんか。格段無ければですね、これ報告案件ですので、報告のみとさせて頂きたいと思えます。  
続きまして、議案第6号使用貸借終了農地返還通知についての報告ですが、この件について説明をお願い致します。

事務局 報告第6号 使用貸借終了農地変換通知について説明いたします。  
1番、貸人、[REDACTED]、借人、[REDACTED]、  
[REDACTED]、申請地は香北町永野字吉田1697番、地目は田、面積は1,233㎡、変換理由は借り手の変更、終了年月日は平成29年7月8日です。

2番、貸人、[REDACTED]、借人、[REDACTED]、申請地は物部町小浜字仁井ヤ92番1、地目は畑、面積は66㎡、外29筆計30筆で合計28,269㎡、変換理由はその他（貸人の死亡）、終了年月日は平成29年2月11日です。

以上です。

議長 報告がありましたが、ただ今より質疑を行いたいと思えますが、何かご質問は有りませんか。

事務局 2番についてですが、変換理由その他となっておりますが、貸人の死亡ということですので、ちょっと記載がそういった項目が無いのでその他ということになっております。

議長 相続人は、相続人が借主、最終的に相続すれば本人のものになってくる。貸したい、貸すということで書類を出しちよったという関係でこういうふうにしたと。格段ご質問有りませんか。格段質問無いようですので、報告案件ですので報告のみとさせて頂きたいと思えます。続きまして、議案第7号香美市農用地利用集積計画についての諮問であります。これについての説明をお願いします。

事務局 はい、諮問第7号経営基盤強化促進法農用地利用集積計画について諮問となりますので補足説明をさせて頂きます。議案書は9ページ、資料は事前にお配りした15番からのものと、中間管理については写真が今回添付してあります。9ページ、1番、中間管理機構の農地流動化事業を活用した売買の案件です。

先月、佐古藪の公文速雄さんから中間管理機構へ所有権の移転があった農地となります。

次に議案書10ページからは通常貸借の利用権設定となります。

1番は、借受人が新就農者の方ですが、以前から水稻栽培を行っており、今回貸人の希望もあり、耕作を行うものです。

2番は、県外に住む貸人の要望により、借受人がニラの栽培を行います。

3番については、再設定の案件となります。

4番は、貸付人の高齢化による規模の縮小により、借受人が借受設定するものです。

5番は、再設定となりますが、借受人は株式会社南国スタイルさんです。

6番から9番までは、香北町永野に出来ました[ ]さんが借人となっています。いずれも農業安定基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

議 長

はい、以上説明が終わりましたので、ただ今より質疑を行いたいと思いますが、皆さん方から何かご質問が有りませんか。格段有りませんか。格段無いようですので、議案第7号香美市農用地利用集積計画についての諮問であります。原案の通り賛成の方の挙手をお願い致します。

——全員挙手——

議 長

はい、全員賛成です。有難うございました。それでは、議案第8号のその他の件についての説明をお願いします。

事務局

売りたい・貸したいについて説明を致します。

まず、1番は、売りたい農地で所有者は[ ]

さん、所在地は土佐山田町下ノ村字行島818番、面積は2,157㎡となります。金額については、相場ということで申出書が出ておりますが、現在は口約束で貸しており、水稻が作付けされています。資料は25となります。

委員(16番)

これは作り人は、作りゆう人は希望は無いの。買うという。現在作りゆう人。

議 長

現在は契約しちゅう。

委員(16番)

口約束でって説明。地主が売りたいがって、その作っちゆう人は。

事務局

たぶん、地主さんは早急に売りたいということで、たぶん、この作られゆう方は買わないということだと思います。決まっているわけではないです。金額については相場と書いておりますが、申出の時には実際はいくらでもいいから売りたいという様な話が出てましたが、それは相場としますので交渉されて。

委員(16番)

いくらでもかまんで言うたら、今作りゆう人がいくらでも。

議 長

作りゆう人には話をかけたけれども、買わないということらしいです。

委員(9番)

作りゆう人は、[ ]さん。

事務局

いや、設定はないので。

議 長

これはけど、オペが刈りに行きゆうきね。



委員（9番）

■さんじゃない。

議長

いや違う違う、作りやあせん、隣の人が、まあ、誰かあたってよね、一番隣の人に買うてもらおうと結構広い田になりますんで、それが一番えいかなと思えますんで、そこのところについては、ここ地元誰かな担当区域。

委員（9番）

はい。

議長

あんたか。あのう、誰か世話がっちゃって。田自体は構造改善した非常にええ田ですが、この地図を下段にある写真の818番で書きちゅうところの右にですね、道がありますが、この道の側面がちょっと高いですね。草を刈らなあいかん部分が約1mからこの角っこに家が、家って倉庫が建ってますが、その辺りまでちょっと勾配がついて、北の方が家の方に向かってちょっと側面が、高さが高いです。結構長方形の稲を作るには非常に作りやすい、稲を刈っても非常に便利なところですよ。

委員（10番）

相場はなんぼやおね。

議長

相場をまあ、ちょっと話をね、前にスチロールの、前にそれも売りとって、売りたいと、70万やったかね。

事務局

100、10a、100万位じゃなかったですかね。

議長

言いよったけれども、何か下がって70万ばあで売ったと思うで。何か町外の人。あの時は面積がこんなに2反ほどなかったはずじゃ。

委員（9番）

何年か前に売りたいって言いよった、鍵山のちえりさんかね。

議長

ちよりさん。あの人はもう全然最近話が出てきません。お兄さんがスイスかどっかにおってね、なかなか相続が上手いこといかんて言うたけどもなんかね、解決しちゅうらしいけどね。けれどもその当時は300万でした。ほんでその300万ではなかなか売れませんよという話で200万になっちゃったけれども、その時にはまだ相続ができてなかったがよ、ほんでまあ、売ることにならんかったけど、その時に既にそんなに安いんやったらもう嫌じゃ言われた。私、直接話をしよったけど。あの人も結構持ちゅうがやね。何筆か持ちゅうって。

その他についてはですね、早急に。

事務局

その申請がちょっと代理人の不動産ですが、そんな話をされておりました。

委員（9番）

いくらでもえいって言うが。

議長

まあ、そんな話を。

事務局

話し上はです。

議長

村田君、安かったら買うかえ。話するが。なんぼ以下とかいう話。

委員（9番）

■よ。

議長

あっこには持ってもらいたくない。最終的にどんなになるかわからんき。借りるがやったら、まだましやけど、買うてもらいとうない。

ええとすいません、これはそういうことのあるので、ひとつ地元の村田君がですね、積極的にお願いしたいと思います。本来なら東側の人なり、また西側の人なり、買うと貰うと西側の人やったら畦除けたら1枚になると思います。まあ、ひとつよろしくお願いします。他にいくつかそういった案件がありますので、続いてお願いをします。

事務局

高知県農業会議が主催します、平成29年度の農業委員会の研修会の日と場所が連絡ありました。9月の13日水曜日の午後、サンピアセリーズです。内容とか詳細の時間については、また、後日案内がありますので決まり次第新たに文書でご案内をしたいと思います。当日、マイクロバスを出しますのでそれに乗ってですね、行っていただきたいと思いますので、また、案内がありましたら改めてご案内しますのでよろしくをお願いします。委員さん、推進委委員さん、皆さん対象になりますのでよろしくをお願いします。以上です。

議長

上島君やってくれる。

委員(7番)

はい、すみません。別紙で両面印刷の資料があるかと思うんですが、9月農業委員会女性ネットワークの方からお便りがありまして、先月レシピの方のご案内させて頂いた応募レシピが決定されたそうです。高知農業会議から4件の応募があつて結果的に土佐町の西村さんの四季野菜のコンソメ煮を代表レシピとさせて頂いたそうです。また、クックパッドの方で掲載されるようですので、また、奥様方に良かったらご案内をお願いします。以上です。

議長

ありがとうございました。

事務局

続きまして、すみません。農業振興地域の除外のことでこんな1枚の、農業振興地域から農用地の除外ということで、毎年ですが、3月と9月、15日に締め切りをもって翌月の委員会にかけてきております。そのようにやっておりますが、今回は29年9月15日締め切りで決定しますので、これはそのままやりますが、年々というか、回数を重ねるごとに許可までですね、日数が要しています。これはですね、前の分が、終わらずして、次の申請が、もうどんどん出てくる関係で毎回1ヶ月位遅れてってます。申請書は実際はですね、香美市の農業委員会に保留されたまま県に送致されず、置いてるんですよ。前の分が決定になってから初めてそれを出せるので、まあ、こう非常に時間的にロスが多いという状況です。

それでですね、今回の締切日をずらした方がいいんじゃないかということで案としてはですね、30年の7月15と9月の月、通常3月15でしたけど、7月15位までおとして。まあ、結果は一緒なのでそれだけ申請者の分を、最初の方は変わらないですけど、後の分を捨てるので少しでも後に出した人が期間が短くなるようにということで、これでも9ヶ月くらいかかるかなというふうには思ってます。31年以降についてはですね、もう7月とか決めるのかどうかやっぱり決定までの推移を見ながらですね、今後31年度については、また、検討していきたいとは思ってますが、30年については7月15の締め切りで行いたいというふうに事務局は思ってます。それとですね、合わせてですね、農業委員会、諮問かけるのは締め切りがあつて、翌月のすぐの農業委員会でやってみましたけど、その必要もない位遅れてますので事務局としたら2週間くらいで、結構な転用の案件を処理する。まあ、処理はしてきておりますけど、それまでに不備があつて、ちょっと間に合っていないような申請もたまにありますので、まあ、例えば9月15に出たら、それは11月にかけていただきたいと。その間に十分同意とかも取れるなら取っていただいて、結果が分かった上で審議したいと。中途半端に見込みありとかいうことで審議ではなく、結果わかって審議受けたいので、受け付けてから2ヶ月後位で香美市の農業委

員会にはかけていきたいと思っております。これ提案ですがどうでしょうかと事務局としてお願いしたいです。

議 長

我々としては事務局がすることですので、我々がはようせえと言うてもですね、県の方が進まんと戻ってこんがですよ。県の方が遅れるということですので、うちがいくらはように送っても前のやつが処理が出来なかったら、その分が残っていきゆうっていうことですので、私も県の会があった時にはですね、県の方に市の方から出てある案件については、除外の件についてはですね、どうしてもはように進めて欲しいとお願いはしますけれども、やっぱり、県の動きが結果的に全部が上がってきた数の中で処理をするのに若干送れていきゆうということよね。

事務局

そうです。

議 長

はい。まあ、あのう、この件については委員さんから何かご意見があつてスムーズな方法がありやあせんかよとか、まあこうやったらどうぜつて言うのもなかなか難しいと思ひますんで、事務局に任さんと致し方ないかなあいう思ひもあります。これ直接我々には関係してきませんが、申請をしてですね、早く処理をしてもらいたいと思う人について、まあ、若干困つたなあということですので、その点については事務局の方をお願いします。

ええと続きまして、委員会の報酬。

事務局

はい、委員さんの報酬ということで月額の設定で、今、2万3千円となつております。今年度7月に全国の農業委員会が、大部分がですね、最適化推進員さんていうの。香美市は早々に出来ている感じですけど、体制が徐々にですね、変わつてきております。そういった関係もあつて国がですね、最適化推進員の活動について、まあ、交付金を出すということで、まあ、強くですね、市の方にもその交付金を使うような要請があつております。香美市の方もですね、まだ、条例改正はしてないですが、その方法で今年度から動こうとは思つております。詳細は、まだ決まてないんですが、今の状況経過として説明しているところです。香美市としては条例の改正をですね、まだ、市長部局と詰めてはおりませんが、12月に改正をしようと思つてます。どれ位増えるかっていうのはですね、定額の交付金ではないですので、年度が、まあ、1月頃大体決定します、交付金の額が。その総額が決まったらですね、皆さんに交付するということなもつてなつてます。その中で、活動費、あのう、実質、農地パトロールをしまして活動に当たるものと集積面積、香美市が全体集積した面積とかに当たる交付金ていうのがあります。活動の方についてはですね、それは市で決めてはいいんですが、一応、日当6千円ていうような単価が今出ております。

議 長

1年間総額で6千円。月。

事務局

月ですね。月6千円ですけど、日当6千円というものが出ておまして、年鑑になると7万2千円。交付金ですので上限があるので、まあ、365日されてもそれは出ないんですけど、そういった内容もありますので、まだ、不確定ですけど。活動をされた時にはですね、活動日誌に記載して頂いて、条例ができましたら4月に遡つて交付対象とできると思ひますので、今いくらか出るとかわからないんですけど、今年度の活動ですね、把握してつていただきたいと思つております。予定としては、1回というか、日当6千円、単価で払えるんじゃないかと思つておりますので。

議 長

書類渡しちゆうよね。

事務局 書類とかはまだ。

議長 活動書類。

事務局 活動の簿冊はお渡ししておりますので。それで、以前、前回は3月に、ていうか4月に報告してもらってましたけど、今年度は、たぶん、12月が終わって1回報告をしていただくことになると思います。その報告の日数によって国へ請求します。実際は3月で決定なので、お支払いは4月以降に年間まとめた分をとということになると思います。

委員(3番) その金額は今定額で推進員も農業委員も2万3千円出していますわね、それ以外に実績に応じてっていうこと。

事務局 はい。定額が基本給としてですね、上乗せ分としてその分が交付されることになります。

委員(3番) 推進員に対して。

事務局 いや、農業委員さんも推進委員さんに対して農地利用の推進の活動等について。

委員(3番) 実績に応じて。

事務局 はい。今対象になっているのが、農地パトロールと貸し借りの相談を受けた時の相談とか、新規就農者の相談とか、たぶん、売買もそうです。そういったのがなりますので。なかなか事務局で把握できない部分もありますので。面倒くさがらずにお願いします。実績が出てこないと何日頃やったとか、夏頃やったとかそういうのでは国に報告がしにくいので、できる限り。

委員(3番) その額はそうすると交付金の範囲内で

事務局 範囲内にていうこと。報酬にみあわないんですけど、そういった施策ですのて交付金の範囲内という、やっても貰えないこともあるかもしれませんが。全くでないということはないですので、これを、まあ、最後皆さんがすごい活動されたその振り分けで単価が下がるとかあるかも知れませんが、まあ、一応今1日、1回6千円の単価が出るんじゃないかと思ってます。残金額で出れば、たぶん、割ってなると思います。

議長 皆さん方に活動日誌ていうか、日誌を渡していただいちゃうと思います。先程の話の中で、例えば売買でこの土地が売りに出ちゃうけど、どうでっていう話を言ってですね、ことにならなくてもですね、自分が行った、時間を費やしたのでそれも記載して頂いて結構ですし、また、貸し借りの案件が出た時も、この土地が貸したいとか買いたいとかいうふな話が出ちゃうけれどもどうですかというふなことで、実際に本人が動かれた場合についてはですね、それを記載をしておいていただきたいというふうに思います。そういうものを記載をせんと、まず、あんまり数字が載ってこんどと思います。パトロール言いましたも1回決まったパトロールと、それから普段に西岡君と行っておるパトロールと、まあ、時間的にはですね、年に数回しかないと思いますので、その点を少しでも活動範囲に載せておいて日誌へ走り書きでも書いておいていただいでですね、後で集計をするというふうな形をとらんとなかなかいつ行くか家へ妙に忘れたでっていうことになってくると日にちがはっきりせんということもあるろうかと思しますので、何かあった時には日誌の方に書きちゃうのを見ていた

だいて。ただし、あのう、推進委員さんも今日ご出席いただいておりますが、これの件についてはですね、対象にならないということですのですみません。

委員 (16 番) その時に事務局がさっき言う、その売買とか貸して、足を運んで実際に現場へ行ったりすることはもちろん分かるけど、電話等でちょっぴりと、おいどうならあつうようなことであるのに、どこまで、ほいたら妙に見せ掛けでもあれに電話したじゃいうて書いてもいかんろうが。やっぱり現場を見たり、地元の人に問い合わせがあったとき、そこ行って相談受けるとかゆう形位じゃないと、妙にやりにくいと思うけど。

事務局 電話を受けても相談ではあるとは思いますが。委員さんじゃなかったら受けない。そこで、まあ、ご足労かけゆうと。それが活動、活動に当たるんですけど、1日当なのかっていうところですけど、それは書いて頂いて、まだ、国の方も、まだ、はっきり決まっていなくて書いて頂いてその総量ですよね、よってですね、請求と。基本単価のペースがですね、一人の月6千円の12かける、7万2千円というのは、一応、割り当てられてるので全員でそれを満たしてなかったらそういったのをに入れてですね、請求できると思うんですよ。それを超えておったらちょっと上限。

委員 (16 番) 一応、何かにチェックして書きちょけということか。

事務局 書いてなかったらそれは対象じゃあなくなる。

議長 書きちょかなあ、よう思いださんき。その時チェックして書いてくれたらえいわ。メモ書きでもかまんき、書きちょってよね、今度清書書きして日誌へ書く時にそれを元にして書いてもろうてもいいです。

推進委員 (10 番) すいません。

議長 はい、どうぞ。

推進委員 (10 番) それは、そういう、まあ、現場へ行ったというのは後で事務局の方へは報告は、書くだけでかまんが、報告はするにようばん。日誌だけで。

事務局 書いていただいてその集計を1月に1回、12月末か1月に早急に皆さんにコピーないし何かさせて頂いて、把握して総量を計算して国へ申請というようなものです。

議長 いや、今、武内さんが言いゆうのは自分がどっかへ行ってよね、相手方を見せたとかいう時に自分だけ行って事務局は行かんかってもかまんかえって言うがやお。構いません、構いません。自分だけ行ってもろうたら、相手方が誰それと話しに行つてどこの現場を見たとかいうことを書きちょってくれたら構んです。

推進委員 (10 番) そういうことです。

議長 それを集計します。それを書きちょってもらわんと武内さんがずっと「いやあ、俺あ、あの時誰やろう連れてどこやろうへ行ったがや」と言うても、なかなかよう思い出さんので書きちょって下さいって言ってます。

ええと、その他の件についてはですね、この案件については以上ですが、実は1日、2日と毎年やっていますが11市という、高知県に11の市がありますが、11市の農業委員さんが集まる毎回つていうか、まあ、いろいろな11市

の中で活動報告等をさせて頂いてますが、先般1日、2日にかけてですね、土佐市で行いました。内容的にはですね、それぞれの市が抱えちゅう問題について他の市の意見を聞くというようなことです。香美市については、今回についてはですね、太陽光発電のことでちよつとご質問をさせて頂く機会があってさせて頂きましたが、反対者がおってもですね、農業委員会が判断をし、例えば道路が4m、そして水路があったりした場合の、その相手、向っ側の人反対をしてもですね、一応、反対としても農業委員会では、それはほいたら反対があるので否決にするというふうなことにはならんという判断を私達はさせて頂きました。そういうことですので、これから先、家を建てたりしてもですね、他の市においてはやっぱり4mで、以上離間距離があった場合には農業委員会は、一応、被害防除計画を出して頂いたらですね、それで認めるというふうな判断をしちゅう市の方が多いですね。そんなこともありますので、今後また、この間の会のことについてまた、参考になることがあった場合にまたそれを参考にもしたいと思えます。それから2日目についてはですね、土佐市で全国の食味コンクールで優秀な賞を頂いておる岩戸米を作っておる土地と米を見させて頂きました。香北町の韭生米の人も何が視察に行ったということも聞いてますが、ちょうど10日頃から刈りたいという稲が結構、広い面積、約3箇所ですね、約100丁位区画整備してですね、ポンプアップ、地下水で稲を作りゆうというのが一つのみそですね。ポンプアップで水稻、稲を作りゆうところですが、川の水という用水路みたいなはありません。排水路はもちろんにありますけど。全部土地の入り口にはバルブがついてます。それで水を入れるということで。そういうことで、まあ、優秀な成績を収めたということで。肥料についてもですね、窒素のあまり多くない有機1号などそういう肥料を使ってですね、作りゆうということで。やっぱり窒素分が残ると食味が落ちるらしいですね。そんなことで肥料の反収も8俵、9俵とか狙うとやっぱり、食味が落ちると7俵位止まりでいくといいですよとかいうふな話を出ましたし、それから、植え方についてもですね、今は粗植でやっぱり箱数を減したいということで薄く植えると言うんですが、分けてするとそれが1本が10も20もに増やしていくとですね、最後の端の分けてしたやつが、一緒にせえのうで穂が出てますね、やっぱり、遅く、遅れると、ほんで未登熟の穂ができるというふうなことでですね、若干、株はしっかり植えて、植える方がいいですよとかいう話を聞きました。そんなことで何か消毒も一斉にやるらしいけど、2回しかやらないということですが、結構、稲のどういいうか、農薬の回数でいいうか何か8回位あるらしいね。1回に3種混合やったら、それが3回でいいうことやきよね、3種といいうことやき、それを2回やれたら6回やったという換算になるけど、2回消毒はするといいうふうなことで、それへ除草剤、それも剤に入るらしいので。限度ぎりぎりかな、といいうふうな感じでやっておるということですよ。わり方、こう、べったり同じ面積で高さはあんまりない程でやっていますんで、なかなか広い面積、結構ありますが周辺には生姜を作っちゃう人もボツボツおりますけどその人との兼ね合いで生姜の周辺、また、露地野菜の周辺についてはその農薬が登録になっちゃう農薬しか使わんと。その隣接地はね。そういうことで承諾を得てやりゆうていいうふうなことです。そこな代表世話人をしゆう副会長にあたる■■■■君と言いますが、今度担い手サミットかね、全国。そこな大会の会長、委員長をしゆう、■■■■君から説明をして頂きました。そんなことで視察が多くなって忙しいらしいです。そんなことで農業委員さんの皆さん方もですね、担い手サミットに極力ご参加を頂いて、頂きたいということで私もお願いをさせて頂きましたので、また是非とも担い手サミットへご参加を頂きたいと思えます。

委員 (6番)

それ、袋どればあするの。

議長

8千円から9千円で売りゆうらしいです。直接。別に極端に高いというわけ

ではないけれども、高いところの上の端辺りへ安定して売りゆうと。

委員（6番） そればあやったら、何やね。

議長 ほとんどけんど全部農協へ出してますきね。

委員（6番） 農協へ。

議長 農協へ出しゆう。農協の中でも天切で売りゆう。今年の価格、今日の新聞に出ちよったけど、ちよっとね、今年も早生の早いやつ単価はいいらしいです。ほとんどはけんど一等に通るんやと。

推進委員 一等が多いですよ

（10番）

議長

一等にほとんど90%ばあ行きゆう言いよった。遅うなってくるとやっぱり60%我々に落ちるって言いよった。山田の農協で1等なんて見たことないね。すいません、今日の会について、その他の件で皆さん方にご報告の件は以上ですが、委員の皆さん方から何かあったらお聞きしたいと思います。

委員（9番） ちよっとかまん。

議長 はい、どうぞ。

委員（9番） 今年の太陽光の申請やったと思いますけど、                                。あつこ、私が確認して、行政書士さんと一緒に確認したところやないと思うけど、今太陽光が出来て。

議長 設置しゆうってこと。

委員（9番） うん、もう設置済みながよ。

議長 申請が出てきて許可を出したところと場所が違うってこと。

委員（9番） 私が確認した場所と違いますけど。

議長 どこ回りよらあ。

委員（9番） ちよっと事務局、ちよっと確認に行つて来てくれん。

事務局 川の工業用水の隣の施設はできてますかね。あそこもやってます。尾立さん。

委員（9番）             さんの県の災害で18豪雨の時に埋め立てた、その残土を出して埋め立てたところに設置をするっていうことやったけど、その北っ側。

議長 北っ側、道の。

委員（9番） 道じゃないない。北っ側っていうか西っ側。

委員（13番） 田んぼやお。

委員（9番） 田んぼやない。

議 長 あっこ全部埋め立てちゅうぜ。

委員 (9 番) 全部埋め立てちゅうろう。

議 長 昔ほら、とっと前に災害があった時に、電気屋さん、どっかの電気屋さんが埋め立てちよって駐車場にしちよったわね。あそこへ既にコンクリやってよ、架台を拵えちよった。あそこへやっちゅう。あれは■■■さんじゃないじゃない。

委員 (9 番) ■■■さんじゃない。今できちゅうけんど。

議 長 あれは駐車場、電気屋さんがおったろう、神母ノ木に。

委員 (12 番) ■■■の電気屋。

議 長 ■■■さんか。あその土地やったと私は思うちゅうけんど。あっこっへ車を停めらいてもらいよったき、ぎっちり、稲刈りに行く時。

委員 (9 番) 今ほんで、東部農振事務所があるでしょ。■■■さんの家を借りて。

議 長 全然知らん。

委員 (9 番) 船谷の魚屋さんがあった。

議 長 ■■■。

事務局 調べますけど、もしかしたら雑種地かもしれませんね。

議 長 そりゃあ雑種地。

委員 (9 番) ■■■さんの農地じゃないかもわからんけど、私が確認したところと違う。

事務局 違うところへ既に出来ちゅう。

委員 (9 番) 既にもう設置済みです。

事務局 現地等を確認して

委員 (9 番) ちよっと現場を確認して。

議 長 わかりました。そういうところを皆さん方のお気付きの点があったら是非こんな会ですね、ご質問頂きたいと思ひます。言うたように確認はさせて頂いてまた、ご報告できるようにします。よろしくありがとうございます。今度の県の説明会、毎年やってるサンピアである会にですね、是非ともご出席いただきたいとお願ひを致します。なお、先程も言ったようにバスを手配しますので、また、乗り合わせで来て頂きたいと思ひますが、すみませんが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

他に格段ご意見なければ本日の会を終了したいと思ひます。どうもお疲れ様。ありがとうございました。

事務局 すいません。



議長

まだあるの。


事務局

いや、次回はですね、9月は、香北の方です。9月7日。よろしくお願いします。

閉会 (14時38分)

上記会議内容の記載について偽りのないことを証します。

議長 原 心 一 

署名人 小 松 和 啓 

署名人 門 脚 節 夫 